

みなし通知電気工事業変更（廃止）通知書について

建設業法の許可を受けた建設業者であって、自家用電気工事のみに係る電気工事を営むみなし通知電気議場者は、その通知した事項に変更（廃止）があった場合には、遅滞なく岡山県知事に通知する必要があります。（岡山県知事への通知書は、岡山県内のみに営業所を設置しようとする方に限ります。）

1 必要な書類等

(1) 電気工事に係る変更通知書(電気工事業廃止通知書)

- ・電話番号は、携帯電話など日中連絡が取りやすい番号も追記すること。
- ・鉛筆・消えるボールペン等での記入は、不可。

(2) 誓約書(役員)(役員の変更の場合)

(3) 営業所位置図(営業所の場所の変更及び追加の場合)

(4) 備付器具調書(営業所の追加の場合)

- ・継電器試験装置、絶縁耐力試験装置については、借用契約の締結等により必要なときに準備できる場合は、備え付けているものとみなす。

(ただし、借用契約を締結等した業者名を必ず様式の()枠内に記入すること。)

(5) 登記事項証明書(3ヶ月以内の原本)(法人である場合であって、名称及び役員の変更の場合)

(6) 建設業法に基づく許可証の写し(許可を受けた年月日及び許可番号の変更の場合)

2 提出先・問い合わせ先

- ・必要書類を同封のうえ、下記住所に持参または郵送してください。
- ・郵送する場合は、簡易書留にするなど郵便トラブルを防止する措置を講じるとともに、封筒の表面に「みなし通知電気工事業変更（廃止）通知書」と朱書し、封筒の裏面には差出人の郵便番号、住所及び氏名を記載してください。

〒700-8570

岡山市北区内山下2-4-6 岡山県消防保安課 保安班（岡山県庁4階）

TEL (086) 226-7296（保安班直通）

※受付時間…8:30～12:00、13:00～17:00

（土・日・祝日は受け付けしていません。）

※県下各県民局（地域事務所）では、受け付けしていません。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

電気工事業に係る変更通知書

年 月 日

岡山県知事 殿

住 所
氏名又は名称
法人にあっては
代表者の氏名
電話番号（ ）

電気工事業の開始に伴う届出事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第5項の規定により、次のとおり通知します。

1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
岡山県知事許可（ ）第 号
年 月 日

2 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

3 変更の年月日
年 月 日

4 変更の理由

-
- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。